## 授業継続の基本的対応について

## 1 授業の基本的考え方について (R2.3.13 本部確認事項)

- ・国内で感染が拡大している中でリスクを排除することは極めて困難な現状や、本学においても感染者が発生することを想定しながら、授業など実施しなければならないものを 最優先に実施していく。
- ・授業は感染防止対策を徹底したうえで、原則、予定どおり実施する。
- ・国の要請や本学における感染状況などの情勢変化によっては、対応を見直す場合もあり 得る。

## 2 感染防止の考え方

教員は学生に対して、次の感染防止対策を徹底させるよう指導する。また、感染防止対策の 徹底を促すために、啓発ポスターを各教室に掲示する。

- ①感染症対策のポイントである「感染源を断つこと」「感染経路を断つこと」「抵抗力を高めること」という意識の向上
  - ・風邪症状がある場合は、自宅で休養 休んだ場合は、欠席扱いとせず(出席簿上は出席停止)、担任及び授業科目担当教員に、 事前にメール等により連絡を行い、後日必ず欠席届を提出する。
  - ・マスクの着用、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
  - 十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事の心がけ
- ②感染拡大のリスクを高める環境(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場)での行動の抑制
  - ・教室等のこまめな換気の徹底(教室上段の窓を 10 cm程度終日開放、廊下側ドアの開放)
  - ・授業はできる限り席を空けて着席(講堂や複数教室の遠隔授業も活用)
  - ・グループワーク、ゼミなど近距離での会話や発表等の際はマスクの着用
  - ・授業以外の場面でも、全国から不特定多数の人々が集まるイベントでは急速な感染拡 大のリスクを高めることにつながるという理解
  - ・食事中の会話を控えることは、飛沫を防ぐことができるため感染症対策の一つとして 徹底

## 3 学内で感染者が発生した場合の基本的対応

- ・感染発生の連絡を受けた場合は、学内における感染状況や当該感染者の行動履歴、当該 感染者からの感染拡大可能性等について、総合的に勘案したうえで、休講の要否、期 間、対象、範囲等を関係者が協議のうえ、決定する。
- ・休講とした場合は、夏季休業期間などに授業等調整期間と同様に、同一曜日、同一時間 を基本として補講を設定する。
- ・授業を実施するに当たっての教員が留意すべき事項については、「授業・実習等への対応マニュアル」により教員に配布する。

行動フロー	目安 期間	基本的対応
①保健所又は感染者本人からの連絡 ⇒ 速やかに、 休講措置の検討	1日目 又は 2日目	【危機管理対策本部】 ・感染者本人から連絡を受けた場合、学内における感染状況や当該感染者の行動履歴、当該感染者からの感染拡大可能性等について、総合的に勘案したうえで、休講の要否、期間、対象、範囲等を役員及び関係者が協議したうえで決定する。 ・一部の学部の休講については、役員(学内)協議を行い、伝達事項等を決定し、その内容を学部長に伝達し、総務室・健康サポーセンター・当該学部と協議のうえ、休講の有無、期間等を決定する。
		感染者、濃厚接触者が特定された場合⇒ 閉鎖場所の消毒が済み次第、全部休講解除 感染者は治癒するまで、濃厚接触者は 2週間出席停止 感染者の行動が学部棟にほぼ限定 ⇒ 学部棟ごとに一部休講 感染者の行動が広いエリア、濃厚接触者が不特定多数の場合⇒ 全部休講(2週間)
		<ul> <li>◆教員が感染者となった場合 感染者及び濃厚接触者となった教員は、出勤停止(感染者は治癒するまで、 濃厚接触者は2週間) 出勤停止となった教員の授業の代替措置は、所属学部で検討。基盤教育科目 は高等教育推進センターで検討する。</li> <li>【教育支援本部、宮古事務局】 ・休講とする場合、学生、教職員に対し、その旨連絡する。 なお、休講を解除する場合も同様とする。</li> </ul>
②感染者の学内で の活動状況の調査・ 把握、保健所からの 助言(濃厚接触者の 把握を含む)		【健サポ、教育支援本部、宮古事務局】 ・保健所の助言により、健サポの行動確認票や感染者の履修状況も参考と しながら感染者等の学内での行動について調査・把握する。必要に応じ て学部にも確認する。(大方の調査は即日)
③閉鎖すべき場 所の特定		【総務室、教育支援本部、宮古事務局】 ・②の調査により、必要に応じて、閉鎖すべき場所を特定し、立入禁止とする。(即日)立入禁止は、消毒が済み次第解除する。(3日間程度~)
④休講継続又は 授業再開の判断	2日目 又は 3日目 ~14日 目	【休講継続に係る役員協議】 ①に準じて、休講継続の要否等を検討する 【授業再開に係る役員協議】 ・健サポ等が罹患者や二次感染の状況を役員に報告するとともに、授業が 再開できることを確認した上で授業を再開する。 【授業再開に係る学部長協議】 ・学部単位の休講について、健サポ等が罹患者や二次感染の状況を当該 学部長に報告するとともに、授業が再開できることを確認した上で授 業を再開する。
⑤ 一部 休講 又 は 全部休講の実施	~ 14 日目	【健サポ、宮古事務局】 ・自宅待機又は県が借上げるホテル待機となった学生等に対して、健康観察の指示(体温測定など) ・疑い症状のある者は、健サポへ連絡
⑥補講の設定(夏 季休業期間など)		【各学部・各研究科、教育支援本部、宮古事務局】 ・夏季休業期間等に実施